

守口市空家等対策計画（案）のパブリックコメントの実施結果

No.	ご意見の要旨	考え方
1	<p>P2「一部住居のみが空家となっている長屋や共同住宅は本計画の対象外」とありますが、準じるものとして同時に計画化すべきではないでしょうか？</p> <p>P16には引き続き検討とありますが、空家に占める割合が高いので計画の中に盛り込むべきではないでしょうか？</p>	<p>P2に記載のとおり、本計画（案）は空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」）第6条に基づき策定しており、空家法では一部住戸のみが空家となっている長屋や共同住宅は対象外となることから、本計画（案）においても対象外としております。</p> <p>なお、対象外の空家についても住民などからの相談に対応し、建築基準法等他法令で対応できる事案については、適正管理などの助言・指導を行います。</p>
2	<p>P6～7「空家調査結果では、年々空家率が増加している。」とありますが、原因としては人口減と65歳以上の人口の増が考えられます。今後それが、その他空家率の上昇につながってくると思います。死亡で空家になると考えられるので、調査も含めて対策が必要ではないでしょうか？</p>	<p>ご意見は今後の空家等対策の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>P9「一部空家の長屋が57.2%（898件）」で、空家とされている中で対象の比率が高いので、前述のように準対象として対策が必要と思われる。</p>	<p>No.1と同様の回答とさせていただきます。</p>
4	<p>P14空家の発生要因について、そのまま空家として所属している理由について個々の物件について調査を行い、個別的対応が必要ではないでしょうか？</p> <p>特に除却費用問題や接道要件などの法制度による再構築が不可能なことがあるので、個別対応でしか解決しないのではないのでしょうか？</p>	<p>ご意見は今後の空家等対策の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>P16基本方針について、除却の促進について、現在補助の対象が密集市街地対策として、大日・八雲東地区、東部地区限定で除却補助が平成32年までであるということですが、全市的に必要であると考えられるので、国に対して補助制度の存続・拡充を要望すべきではないでしょうか？</p> <p>跡地利用ですが、震災対策も兼ねて、市が買いスポット公園への転用等を具体化する必要があるのではないのでしょうか？</p>	<p>ご意見は密集市街地対策についての要望でありますので、本計画には反映いたしかねます。</p>

※その他本計画（案）に関係の無い苦情・要望等 1件